

○林委員長 次に、神田警察通り3件の陳情に入ります。送付30-14、千代田区の環境と歴史を守る神田警察通りの街路樹の保存を求める陳情。参考送付、神田警察通りの街路樹の保護育成を求める陳情。同じく参考送付、人間性を養う都心の街路樹の保存を求める陳情の3件を一括して審査いたします。

執行機関からの進捗状況等の説明があれば、お願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通りにつきましては、ご存じのとおり、歩道のバリアフリー化、及び自転車走行空間を構築するための歩道拡幅を計画してまいりました。

I期工事に関しましては、平成28年7月に工事着手したところ、イチョウ保存の陳情を受け、工事を一旦立ちどまり、イチョウ並木を残す形での計画変更を行いまして、平成29年12月に工事再開し、今年の7月に完了したところでございます。

II期工事につきましては、今後、協議会の中で、街路樹の取り扱いも含めてご意見をいただく予定でございますが、さきの台風24号において、嶋崎委員のご指摘のとおり、樹木が倒木したこともございます。安全・安心が第一でございますので、その点も踏まえながら、また、（発言する者あり）環境、景観、そういうものも踏まえて、神田警察通り整備における街路樹のあり方など、（発言する者あり）議論を深めてまいる予定でございます。

説明は以上でございます。

○林委員長 はい。

それでは、執行機関に確認したい点等がございましたら、委員の方どうぞ。

○小枝委員 神田警察通りについては、I期工事が今、終了して、で、II期工事についてという段階。うん。で、協議会というのは、まだあるんですか。動いている。会議をやっている。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらの協議会は、神田警察通り沿道整備推進協議会ということで、この神田警察通りの整備だけではなくて、神田警察通り沿道のにぎわい創出に向けて取り組んでいるものでございます。

今回、直近では第13回が7月24日に行われたんですけども、そこでは、この神田警察通りのI期工事の完了についてのお話と、II期工事の今後の街路樹の取り扱いについてというところを説明したところでございます。

○小枝委員 私も、行政が宣伝してくれているのか、ほかの議員が宣伝してくれているかわからないけど、「あんた、工事とめているんだって?」と、いろんな人に言われるから。私……

○林委員長 すごいパワーだ。

○小枝委員 いや、そんなことないんですけどね。でも、そのたんびに説明しているのは、いや、要するにねと、行政が——私が言っているのは、一貫しているんです。行政が事を難しくしているんですよとっているんですよ。なぜならば、明大通りも神田警察通りも、木はどうでもいいと言っているのに、木はどうでもいい、木はまあ残してくれ、あるいは——で、別に住民側が積極的に切ってくれという言葉は一切ないのに、それを、そのままにして道路工事をするならすぐにできるのに、そこでいつもつまずいているんですよ。現に、I期工事のほう、明大——あ、こっちの警察通りについて言えば、I期工事のほうだって残って、別に何の問題もなく通行しているわけで。でも、それもまた、意外と環境

まちづくり部長がまめだなと思うのは、あれがいかにも不都合でバリアフリーじゃないかということ宣伝しまくっているんですよ。だから、で、いろんなところで住民にその発言をさせている。で、私、本当に……

○林委員長 そんな広報活動。（発言する者あり）

○小枝委員 何ていうんですか、どうしてそんなに行政は木を嫌うのかなというふうに思うんですけども。木をそのまま残して道路工事を始めれば、車線——先ほど言われた車を減らす、人の、自転車の道を広げる、それが目的であるとするならば、イチョウを残して今そうになっているわけだし、一緒にするとあれだけど、明大通りだってそうなるわけだし。そういう考え方に立てば、恐らくもう、とくにⅠ期もⅡ期も済んじやっているような状態なんですよ。で、そこが非常にというふうに言うと、住民の方は、大体、10人中9人は、わかりました、いい話を聞きました、よくわかりましたと言ってくれるんですよ。で、私も説明会に立ちたいなと思ったんですけども。

本当に行政の持っていく方が物事をすごく難しくしていて、木を将来的にどうするかというのは、みんなで時間をかけて決めればいい。きっと時間をかければ、決まることだと思うんですね。で、それを道路工事に合わせてやろうとすると、車道を減らして歩道にしよう、自転車道にしようとしていることまでできなくなってしまうという状態に立ち至っているということを考えると、これについても、そういう、わざわざ難しくするようなことはやめたらということですよ。それで、道路の工事というものを進めれば、すぐできるじゃないですか。

それで、木についてはもう少し時間をかけて、それこそ女性も半分入れたテーブルの中で、未来をみんなで考えながら、こんなまちだったらいいねと、もっと木を、もう一本、車道のほうまで、たしかダブルで、イメージ図だとできているんですよ。1本だけじゃなくて、2本ぐらい、20ぐらい片側にできているんですよ。で、本当に森、道が森になっているんですよ。そういうふうなことも、そのようにしていけばいいのにというふう思うんですけども。

質問は二つです。木を取り除いて道路工事をやったらどうかという協議、それから、女性のメンバーを、先ほどと同じで、もっと協議会の中に入れないと、ちょっと、片方の意見というか、非常にその、うまく、やっぱり女性はしゃべりますので、外に行って。そうすると、地域の声があわーっと、こう、なるんですよ。うん。どうしても、そういうふうになったほうが、いい協議になるんですよ。それはどうですか。（「小枝さんも宣伝……」と呼ぶ者あり）いやいや、私は全然。無口なんで。（「えっ」と呼ぶ者あり）

○林委員長 どなた、答弁。（発言する者あり）

担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 今2点、1点は木を取り除いてというのは、木を考えずに残して、道路整備をという……

○小枝委員 車道を歩道、あるいは自転車道にする。

○須貝基盤整備計画担当課長 木をそのまま残して広げていくという、そういう考えですね。

○小枝委員 うん。

○須貝基盤整備計画担当課長 まあ、その辺につきましては、警察とも協議が必要となり

ますし、構造の考え方ですとか道路の交通量ですとか、そういうものがございますので、まあ、いろいろ考え方があると思います。

それから、協議会の女性のメンバーということですけども、今、現在は、女性ゼロということでございます。ただ、協議会も、もう既に13回開かれておりまして……

○林委員長 ああ。ちょっとまずいわ。

○須貝基盤整備計画担当課長 それを、今後、女性を加えていけるかということもありますけども、それ以外でさまざまなご意見をどのような形で取り入れられるかというところは、工夫していきたいと思っております。

○小枝委員 岩佐さん。

○林委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 今の、13回もやっているの、今後、ちょっと加えていけるかという、ちょっと、なかなか消極的に聞こえるご答弁だったんですけども、じゃあ、どのタイミングで、で、さっきは、始まる前は、いや言いやすいか言いにくいかという話で。じゃあ、どのタイミングだったら、女性をしっかりと入れてくれるのかという、これは区の目標にもなっているわけですから、それはしっかりと協議会の方にもご理解いただいて、ほかのところでも、やはり協議会の男女バランスが、少しバランスを欠いているよねということが、また一つ、批判の対象になったり、あるいはそれが合意形成の妨げになることもあるんですから、そういう意味では合意形成をしっかりとやっていくための当たり前の条件としての男女共同参画、男女比だと思うんですね。だから、そこは、今までの積み上げはもちろんありますし、そこは新たに入っていただくとして、新たに入っていただいた委員の方にも、今までの積み上げとか、そこに関してはきちんとお話をするのは、当たり前だと思うんですね。そこでまだゼロベースに、新しいメンバーが入ったからゼロに全部戻すとか、そういう話ではない。するとまた、とまってしまうんでしょうから。なので、今までの警察の協議とか、あるいは、そうやって今までの積み上げたものをご理解していただきつつも、やっぱりちゃんと新しいメンバーとして、女性の委員のメンバーを加えていただきますよう、これが13人になったら、1人だけというわけにはいかないでしょうから……

○林委員長 幾つになるの、4割という。

○岩佐委員 3人、4人。割合的にいくと、そういう3人とか4人とか6人とか……

○林委員長 10人と。

○岩佐委員 それぐらい目指して、6人目指して4人入ればラッキーぐらいの、もうそんなんでもいいので、やはりそこはちょっと、区の目標なので意欲的にやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○佐藤地域まちづくり課長 警察通りの協議会でございますが、事務局が地域まちづくり課で行っておりますので……

○林委員長 そうなの。

○佐藤地域まちづくり課長 私のほうから、ご答弁させていただきます。（発言する者あり）

この協議会でございますけれども、道路整備に合わせた形でのまちのにぎわい創出の取り組みを行っていかうといったところで、当初、委員会を立ち上げて、それから今、協議会になっているというところで、10年近く検討してきているというところでございます。

協議会のメンバーでございますが、沿道の町会さんのほうに、13町会になりますが、お声かけさせていただいて……

○林委員長 13。

○佐藤地域まちづくり課長 町会の方から出てきていただいていると。（発言する者あり）それとあと、学経の方とか、（発言する者あり）あと、当然、交通管理者、警察さんも入っているというところでございます。

今お話ございました女性委員のほうでございますが、協議会の方々にもちょっとお諮りしながら、少し早い段階で結論が出る形で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。今までの取り組みを踏まえた形で、また新たに入っただくような形になろうかなというふうには思いますが、検討を進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。（発言する者あり）

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 この陳情を挟んで、東郷公園のことがありましたけれども、東郷公園は、陳情が出てきて、鉛が出たことによって、座長である先生も本当はこういう会議にしたかったという場になったということ、行政みずからもおっしゃっているし、参加された議員もそのように感じているということで。じゃあ、そのような事件が起きないと開かれた運営の仕方ができないのかということは、千代田区民にとってはとても不幸なことだと思うんですね。で、初めから、初めからそういった地域の場をつくる、あるまちづくりにかわる場というものが、閉鎖された中で2年、3年なり進んでしまうと、それがもう、それでしか許さないという一定のこう、核ができてしまうので、地域に対立みたいな、東郷公園はそうならなかったということですけども、そうになってしまうということは非常に不幸なので、この神田警察通りについても、私が知っている町会長は、もう自分の言うことなんか何も聞いてくれないかなという感じで、もう出なくなったような方もいるようですけども……

○林委員長 ボイコット。

○小枝委員 やっぱり、みんなの意見をもっと言えるような、開かれた場に運営していくというセンスを、今はもう、谷田部課長は習得しているわけですから、谷田部課長のほうから——名前言っちゃいけないのか、道路公園課長から学んで……

○林委員長 まあ、言いづらいですけど。

○小枝委員 どう、最初から、始まりから、みんなで考える、そういう空間、協議の場をつくるという。どこもかしこも鉛が出るわけじゃありませんから。で、後で出れば、やっぱり戻った議論はできないというふうになってしまうじゃないですか。それは区民にとっては、とても残念で不幸で、税金が無駄に、時も流れてしまうので。そういうことについては、こういった陳情が出たところで、やっぱり、ちゃんとテーブルのつくり方を、またⅠ期と同じようにしないということは、大いに、（発言する者あり）先ほどの答弁の流れで結構ですけども工夫していただきたいのと、傍聴者など地域のあり方、街路樹を大切にしたい人たちの意見も聞いて調整を行っていくというような、本当のまちづくりの場にさせていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まあ、今まで協議会方式という形で道路整備等を進めてまいりましたが、そこでさまざまな問題も出てきたというところで、きのう副区長のほうも

申しおりましたが、地域の理解を得るために、その周知の仕方、参画の方法などについて検討していかなければいけない時期になっていることを申しおりましたので、そういうことを認識して進めていきたいと思えます。そして、地域の意見を取り入れて、整備が進んでいくようにしていきたいと存じます。

○林委員長 木村副委員長。

○木村副委員長 明大通りとか東郷公園と違う独特の困難さというのが私はあると思うんです、神田警察通りは。それは、沿道ガイドラインがあることなんです。ここで、文化・交流ゾーンだとか、食・賑わいゾーン、自転車道を2メートルにする。あのガイドラインについての、本当に多くの皆さんの合意があるのかどうかというのはあるわけですよ。このガイドラインに沿って、区はやっていくわけですよ。そのガイドラインについての合意があるのかどうかということが、私は問われていると思うんです。

だから、それがね、街路樹という形で今ぶつかっているわけですよ。ああいうガイドラインと周りの皆さんとの、市民の皆さんも含めた周りの皆さんとの、いわゆる願いというか、これがぶつかっているわけで、私はもちろん住民参加、市民参加のあり方とあわせて、ガイドラインが本当に幅広い市民の皆さんの合意のもとに位置づけられているのかどうかというのを、私は立ちどまって見直すべきじゃないかと、そう思うんです。

あのガイドラインがあるから、今、大変でしょ。内神田あたりはどんどんどんどん市街地再開発事業が計画されていて。にぎわいがうたわれているからですよ。そういうまちづくりでいいのかということが――あ、ごめんなさい、お話は終わっているけど。そういう、あのまちづくりのガイドラインでいいのかどうかというのが、市民参加のあり方とあわせて問われていると思うんです。それに課長は縛られているから大変なわけだ。

その辺のガイドラインも、あわせてやはりいま一度、市民参加、あれはもう決定じゃないから。議決じゃないじゃないの。行政計画なので、もちろん町会長の皆さんの意見も踏まえたものなので、オール否定するつもりは全くありません。ただ、ねえ、そのバリアフリーの道路、これが自分の介護している親への思いなんだとかという方もいらっしゃるよなので、バリアフリーへの思いとかは強いと思うんです。

ただ、それよりも、何かこの大手町・丸の内のあの流れ、あのにぎわいを、こちらにも持っていこうとか、そういう流れを私は強く感じているんですよ。あのにぎわい、神田警察通り。で、住友商事さんとか、電大跡地だとか、そういうのも含めて、ずっと開発が進んでいるでしょ。今や内神田のほうで4.7ヘクタールの市街地再開発事業まで計画されていると。もうそういう状況になっているわけで、やっぱり改めてまちづくりが、あの地域のまちづくりのあり方が私は問われていると思うんです。その中で、やはり街路樹の問題も私は考えていく必要があるだろうと。

ですから、この根は私は深いと思うので、その辺も踏み込んだ形での、いま一度調査、分析が求められているんじゃないかなというふうに思うんです。いかがでしょう。

○林委員長 ガイドラインと、通行人の。

地域まちづくり課長。

○佐藤地域まちづくり課長 ガイドラインのほうにつきましては、ちょっと私のほうからご説明させていただきます。

このガイドラインにつきましては、先ほど申し上げました警察通りの検討委員会、そち

らで基本構想をつくりました。それはなぜかといいますと、夜間人口はかなりふえてきたというところはあるんですけども、昼間人口が、いわゆる就業人口がかなり地域の中で減ってきたと。で、店舗等をやっている方々からも、やはり、まちが疲弊している部分があるので、やはり人を呼び込むようなそういったものが必要ではないかというようなお話をいただいて検討してきた中で、最終的ににぎわい創出に向けた取り組みということでガイドラインを整備したというところがございます。

検討に当たりましては、当然、地域の連合町会長会議でございますとか、この協議会、その中で検討したものを積み重ねてきて、当然、本委員会においても、ご説明、ご報告をさせていただいてきたというところがございます。

で、ガイドラインでございますので、一つ、目安、指針というところでございますので、ガイドラインの中でも記載してございますけれども、適宜見直しを図っていくというような形の記載もございますので、やはり将来を見越した形での改善、そういったものは当然必要になってくるかなというふうに思っております。

店舗という部分はありますけれども、もともとがにぎわい創出に向けた取り組みといった部分がありますので、なるべく1階部分には店舗があったほうがいいではないかと。人を呼び込むような仕組み、手だてがあったほうがいいではないかといったところで、ああいうようなまとめになっているところがございます。また、道を活用した形での地域でのイベント、そういったものも必要ではないかと。そういう取り組み、そういったものをまとめた部分でのガイドラインでございますので、やはり地域の方々の思いというものを踏まえた形で、作り込んできたというところがございますので、ですから、今後それが将来に合わないような形であれば、当然この協議会を含めた形での検討で、見直し等を図っていくというものは必要になってくるかなというふうには思っております。

○林委員長 木村副委員長。

○木村副委員長 今は日テレ通りの問題も同じような、基本構想をどうしようかという議論になっているので、やはりどれだけその基本構想に、周りの、より多くの民意を反映させてものにしていく。で、改善を図っていくということが大事だと思うんですね。

で、三つのゾーンに分かれているわけじゃないの。で、イチョウ並木は保存できた。あそこは歴史ゾーンですか。共立さんがあるあたりの。あそこはイチョウを保存、生かしていくと。イチョウ並木を生かしていくそういうゾーンだったから、これとは違うじゃないかということで残すことができた。

しかし、そのほかの文化・交流ゾーン、そして、食・賑わいゾーン、これについては、この大きなまちづくりのイメージ、まちづくりゾーンに、やはり道路の整備も制約されているわけですよ。制約されているわけですよ。ですから、大きなまちづくりのあり方もきちんと、例えば街路樹を生かすだとか見直すだとかという文言は、そこに入っていないわけで。現在のランドデザインにはね。

ですから、その辺の大きなデザイン、ランドデザインも見直しつつやらなければ、今、陳情者が言うように、市民の皆さんのこの願いと沿道協議会での議論の到達がぶつかっている現状を解消できないじゃないかと。やはりどういうまちづくりを目指すのかということにさかのぼった形で市民の一致を見ないと、この沿道の整備も、課長がどんなに頑張ったって私は難しいと思いますよ。だって、目指すべきまちづくりゾーンが一致していな

いんだから。そこを一致させることで、今、デッドロックに差しかかっている、この神田警察通りの沿道の整備方向もだんだん落ちつくところに落ちつくんじゃないかと。そこまで踏み込んだ私は検討が必要じゃないかと思うんですね。いかがでしょう。

○佐藤地域まちづくり課長 ちょっと道路整備のほうは私のあれではないんですけども、やはりその神田警察通り、一時期から比べれば交通量は減っている部分はございますけども、やはり交通量が多いというところがございます。区道では珍しい形での広幅員、22メートルの区道でございます。やはりその中で、車道をとりつつ、歩道のバリアフリー、あるいは有効に歩行空間を確保できるような幅員。そこにまたさらに街路樹、また自転車道というところに入れていきますと、なかなか物理的に厳しい制約、制限がかかってくるというところがございます。ですから、そういったところを踏まえた形での担当課のほうで整理、警察との交通管理者との協議を進めてきたというところでございます。

しかし、進めていくに当たっては、やはり一番、地域の思いという部分もでございます。それはまさに木村副委員長おっしゃるように、まちの将来像という部分がございます。ガイドラインを作成するときも、そういった部分の思いを検討して積み重ねてきたという部分もございますので、引き続きそういったものを協議を敷き、続けていきながら、改定する必要がある場合は改定をしていくような形で進めていきたいと思っております。

それと、その道路整備のほうでございますが、やはり地域としての思い、願いという部分がございます。一番ずっとと言われておりますのが、やはり歩道の幅員が非常に狭い。段差が、がたがたしている。沿道に車椅子を利用する方が多数いらして、なかなか日常の外出もちょっとままならないようなというふうなお話もいただいている。地域の思いとしますと、早く、早く整備してくれというところを言われているところがございますので、そういった思いも非常に重い思いでございますので、そういった思いも踏まえて、地域の方と、またその周辺の方、来街者ということもあろうかと思いますが、さまざまな方との話し合いをしつつ、方向性を固めて整備していきたいというふうに思っております。それが将来のまちづくりにつながってくることでありたいというふうに思っております。

○木村副委員長 確かにそういう思いもわかります。じゃあ、できるだけ早くその思いがかなうようにするにはどうしたらいいのかというのは、今回の監査委員の審査意見書にヒントがあるんじゃないかと思うんですよ。つまり、今回、執行率が低いのは、いわゆる住民合意が不十分だったからだと。それが執行率の低下にあらわれている。やっぱり住民合意をつくり上げていくためにも、いろんなメニュー、選択肢を示す必要があるだろうと。今回も一つの案としてそれはあるでしょう。ただ、同時に、こうすれば街路樹を生かしながら道路もこう整備できるんじゃないかと、そういう案も同時に示しながら、選択肢を広めつつ、それを素材に住民間での議論を進めて、で、一定の方向性で合意ができれば一番いいわけで、その辺は今回の審査意見書にもやはり学びながら、進め方についても再検証する必要があるんじゃないかと。いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 さまざまなご意見も出てくるとは思いますが――すみません、ちょっと。

○佐藤地域まちづくり課長 道路整備じゃないんですけど、全体の協議会の事務局をやっておりますので。

やはり木村副委員長に先ほどアドバイスいただきました、共通の認識で共通のデータ、

その共通の部分があって、それを踏まえた形で検討していくということは非常に大切だと思いますので、そういったことを踏まえつつ、そういう、何というんですかね、偏った方向ではなくて、公平な形で、みんなが共通で検討できるような、それをお示ししながら検討していくような形で進めてまいりたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○大森まちづくり担当部長 今、木村委員からるるご指摘いただきました。長い間時間をかけて協議会の皆さんで議論しながら、構想をつくったりガイドラインをつくったり、警察通りの、ちょっと言葉が適正かどうかあれですけど、やっぱり当時、嶋崎委員にもいろいろご苦労かけて、閑散と、というか、なかなかぎわいを見つけ出せなかったところで、沿道の皆さんで一生懸命議論をして、どうしていこうかと。で、たまたま区道の中では比較的広幅員の中で、車道が多いという中では、ガイドラインが、議会は、否定するものではないけども、ちょっとそこが問われているというご指摘がありましたけども、そのガイドラインの骨子は、やはり車道を減らして歩道を拡幅して、自転車道もつくったり、あと歩道と一体になって民地の側もオープンにしながら、一体の空間をつくりながら、歩行者が安全にあの通りを、神田駅までの1.4キロにわたって、安全に人が行き来できて、そういう中で、にぎわいなりというものができるといえるんだらうというのが基本です。道路整備とあわせてまちとのこの接点をしっかりつくっていかうと。それが基本です。

ですので、そこが問われているというふうには現時点では思っておりません。ただ、時代に合わせて、整備の進捗に合わせて、変えるべきところは議論をしながら変えていくべきだと思います。そういった意味では、作り込みだとか整備の仕方、これはしっかりと協議会の皆さんと議論しながら、いろんな工夫を、知恵を出しながら進めていきたいというふうに思っております。

○林委員長 ほかに、委員の方。よろしいですか。取り扱いです。まあ、引き続き、今、女性の委員のメンバー等々もございました。あるいはガイドラインのご意見もございましたので、協議会のまた進捗状況を確認させていただきながら、この陳情に関しましては、（「継続」と呼ぶ者あり）はい。ありがとうございます。

それでは、神田警察通りの関係、送付30-14、千代田区の環境と歴史を守る神田警察通りの街路樹の保存を求める陳情。参考送付、神田警察通りの街路樹の保護育成を求める陳情。参考送付、人間性を養う都心の街路樹の保存を求める陳情。3件につきましては、継続の取り扱いとなりました。